

○笠井委員

日本共産党の笠井亮です。

冒頭に、この間の当委員会での質疑に関連して二点確認をしておきたいと思います。

一つは、六月十日の我が党の赤嶺議員の質問に関連してですが、米軍犯罪の関連の問題であります。

法務省刑事局の一九七二年作成の合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権等に対する実務資料についてでありますけれども、河野委員長が、質疑の際に、外務省に対して、黒塗りを外したものを理事会に提出するように求めましたが、外務省、その結果はどうなったか、当委員会に対しても報告をしていただきたいと思います。

◆梅本政府参考人

お答え申し上げます。ただいま委員御指摘になりました、法務省が作成いたしました「合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料」に含まれます公務の範囲に関する日米合同委員会合意部分につきましては、十日の委員会での御指摘を踏まえて米側と協議を行った結果、黒塗りを外したものを十七日の理事会でお配りいたしました。

この合意につきましては、公の催し事で飲酒をして自動車を運転しても公務として取り扱われ得る余地が残っているということで、これについては現在の社会通念にも適合しませんので、実は、米側と見直しのための協議を行っているところでございます。十日の段階では、その協議を行っていることについて公表することについて米側との合意がございませんでしたので答弁はいたしませんでしたが、この協議は現在も行っているということを公表してもいいということでありますので、御説明いたします。

また、現実の運用ということでございますが、飲酒をして運転した場合、公の催しでの飲酒を含めて、そういうことについて公務証明書が発給された事例があるかどうかということ調べてみましたけれども、可能な限り記録をさかのぼって調べましたが、一件も確認されておられません。

そういう意味で、先ほどの合意の、さきに述べた部分は事実上死文化をしているということでございますので、できるだけ早くこれをきちっと改正したいというふうに思っております。

○笠井委員

現実の問題はどうかというのはまたきちっとただしていかなきゃいけない、検証しなきゃいけない問題が別途ありますが、今、現代の社会通念に即して不要だということがありました。では見直しというのは、どういう方向で見直しているんでしょうか。例えば、公の催しでの飲酒後の通勤ということについては削除するとか、そういう方向での見直しかどうか、その点はどういう方向かということで答弁願います。

◆梅本政府参考人

現在、米軍は、軍人等による飲酒運転については刑事罰及び行政処分を含め厳格な取り締まりを行ってきているということでございますので、そういうことを反映して、きちんとした内容のものにしたいというふうに考えております。

○笠井委員

もう一点、六月十二日に、温室効果ガス削減の政府の中期目標の決定に当たって総理は産業界の代表に産業部門の具体的削減量を示して了解を得たのかという私の質問に、その答弁では明確な答えがございませんでしたが、この件も河野委員長が内閣官房に対して、確認の上、理事会に返事をするように求めました。確認の結果どうだったのか、当委員会にも報告を願いたいと思

ます。

◆鎌形政府参考人

地球温暖化対策の中期目標の決断に当たりまして、総理は、産業界の代表と会談いたしまして協力要請を行ったところでございます。

この会談について確認いたしましたところ、具体的なやりとりについては明らかにできないとのことでしたが、この会談においては産業部門の具体的な削減量を示してはいない、こういうふうにお聞きしているところでございます。

○笠井委員

予想どおり、具体的な削減量を示していないと。これでどうして産業界に削減の努力を促すことができるか。

私は、やはり先進国の責任にふさわしい野心的な中期目標、一九九〇年比で三〇%減を掲げて、特に大量排出元の産業界には大胆な削減目標、それに見合った抜本的な対策をただすべきだということを改めて申し上げておきたいと思えます。

次に、中曽根大臣に伺いますが、御承知のように、沖縄県議会は、去る六月十六日に議会百周年ということで、これを迎えるに当たって議会百年に関する決議というのを全会一致で採択いたしました。

太平洋戦争で激しい地上戦の場とされた沖縄は、二十万余のとうとい命が犠牲となって、その後、二十七年の長きにわたって米軍占領下に置かれ、耐えがたい苦しみを体験してきた。一九七二年に沖縄の施政権が返還されたとき、県民は、基地のない、平和で豊かな沖縄の実現という崇高な目標を掲げました。しかし、今日の沖縄の状況はどうか、現状はどうかと見ますと、依然として全国の米軍専用施設の七四%が存在し、基地の負担軽減の名による米軍再編によって新たな負担を強いられようとしております。

今回の決議でも、沖縄は、「今なお米軍基地に起因する様々な問題が派生している。」と告発をしております。沖縄は、来る六月二十三日に戦後六十四年目の慰霊の日を迎えます。私も、参議院の沖特委員長のときに実際この日にも参加をしたことがございましたが、まさに本当に大事な日だということでありまして、そういうことを前にした今回の決議というのは、再び戦争の惨禍を繰り返さない、恒久平和の実現へと、沖縄県民の新たな決意を示したものだと考えますけれども、この決議に対する大臣の率直な受けとめを伺いたいと思えますが、いかがでしょうか。

◆中曽根国務大臣

沖縄の県議회가、議会百年に関する決議、これを採択したことは私も承知しております。今委員がお話しされたとおりでございますが、二十三日に戦没者慰霊祭が開催されるということで、麻生総理もこれに御出席される、そういうふうに向っております。

さきの大戦におきまして、沖縄は国内最大の地上戦を経験いたしまして、そして一般の住民を含めて約二十万人が亡くなられるなど多くの方が犠牲となり、まさに筆舌に尽くしがたい苦難を経験されたわけでありまして。

私は、一月三十一日から二月一日にかけて沖縄を訪問いたし、その際に、摩文仁の戦没者墓苑、また平和の礎を訪問いたしまして、沖縄の歴史や平和への思いを新たにいたしましたところですが、現在、北朝鮮の御案内のような核実験またミサイル実験に見られるように、我が国を取り巻く安全保障環境は非常に厳しいものがございます。このような中で、在沖縄米軍が抑止力の維持に極めて重要な役割を果たしておるわけでございます。

また同時に、在日米軍専用施設・区域が沖縄に集中している、そういうことによりまして、沖縄の方々には長年多大な御負担をおかけしているということも十分認識をしております。こういう認識のもと、今般の米軍再編を着実に進めるということで、抑止力を維持しながら、沖縄県民の方々のそういう負担の軽減に努めてまいりたいと思っております。

外務省といたしましても、沖縄での国際会議の開催など、外務省も積極的に開催に向けて内閣と話をしたりして、このたびはITですかね、APECの際には閣僚会合が沖縄で開催されるということも決まったわけではありますが、沖縄の振興に積極的に取り組んでまいり所存でございます。

○笠井委員

今お話があったわけですが、私は、沖縄の心をしっかり受けとめるなら、政府がやるべきは、負担軽減と二律背反する新基地建設など米軍再編強化ではないということを申し上げておきたいと思えます。

そこで、米軍再編に関連して、二〇〇六年五月のロードマップでは、航空自衛隊の航空総隊司令部及び関連部隊は、二〇一〇年度に横田飛行場に移転するとして、関連施設及びインフラの整備を進めることになっております。

そこで、防衛省に質問しますが、その経費は、今年度予算分も含めて、これまで契約ベースで合計幾らになっているか。そのうち、司令部庁舎分は幾らでしょうか。

◆枘田政府参考人

お答え申し上げます。米軍再編に伴います航空総隊司令部等の横田飛行場への移転に係る施設整備費といたしましては、平成十九年度及び平成二十年度、両年度における契約額は約二百三十九億円であり、平成二十一年度予算には約百八十八億円を計上しており、これまでの施設建設に係る総額は約四百二十七億円となっております。

そのうち、航空総隊司令部庁舎の施設建設に係る経費としましては、平成十九年度及び平成二十年度、両年度における契約額は約百八十七億円であり、また平成二十一年度予算には約八十億円を計上しております、これまでの総額は約二百六十七億円となっております。

○笠井委員

ロードマップにある横田ラプコンの返還問題について、この間も、私、当委員会で質問してきましたが、沖縄の嘉手納基地ラプコンの返還の進捗状況を踏まえて、その検討を二〇〇九年度中、つまり今年度中に完了することになっております。

現在、横田ラプコンでは日本側の管制官が併置されて、移管のための検討作業が行われておりますけれども、それはどこまで進展しているのか。そして、今年度中にその検討作業は完了するのかどうか、お答え願いたいと思えます。

◆松本政府参考人

お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、再編実施のための日米ロードマップに基づきまして、二〇〇九年度の完了を目標として、現在、関係省庁とともに米側と協議をしている状況でございます。この検討の場として、先生も御存じかと思えますけれども、日米合同委員会のもとに民間航空分科委員会、こういったものを設けまして、その中に、またさらに横田空域に関する特別作業部会というものを設置しているところでございます。

横田空域については、二〇〇六年五月のロードマップ合意後、十月には、空域の一部削減あるいはラプコンへの自衛隊管制官の併置に合意いたしまして、その後、横田空域の一部削減の実施なり、あるいは自衛隊管制官の併置を開始したところでございます。私どもとすれば、こういった実績をもとに、今後とも努力していきたいというふうに思えます。そういう意味で、防衛省としても関係省庁に協力しつつ、二〇〇九年度中に完了すべく引き続き努力してまいりたいと考えているところでございます。

○笠井委員

この横田ラプコンでは、米軍の横田、厚木基地、自衛隊の入間、立川基地の航空路の管制を実

施しておりますけれども、この横田ラプコンの存在によって、立川基地、駐屯地で見ますと、高度二千フィート以上での航空機の運航はできない。そのために、立川基地に離着陸する航空機、ヘリコプターは限定された運航を余儀なくされております。

私も直接地元の方々から聞きましたけれども、周辺住民からは、編隊で飛んでくると長時間騒音が続く、真下にいる人間としては耐えられない音だ、爆音が響いて家から飛び出してしまう、窓ガラスがびりびり音を立てて、畳も地響きで揺れる、腹が立って血圧が上がるなどの苦情が数多く寄せられております。

北関東防衛局が、二〇〇八年、平成二十年四月に、四日間にわたって、朝八時四十五分から十五時二十分の間、武蔵村山市内で実施した騒音調査結果を見ても、九十デシベル以上が二十三回、八十デシベル以上が九十回も発生している。また、時には、規定の一千フィート以下で飛行したり、パイロットの顔が目で見確認できるぐらいの低空で飛行しているなどの実態が住民から寄せられております。

防衛省はこうした深刻な実態について承知しているのでしょうか。いかがですか。

◆井上政府参考人

お答えを申し上げます。今委員お尋ねの陸上自衛隊の立川駐屯地、立川飛行場でございますけれども、この施設につきましては、自衛隊機が離着陸をしておりますほか、警視庁、東京消防庁等の航空機も離着陸をしているというものでございます。立川駐屯地に対しまして騒音の苦情が寄せられております。ただ、具体的な航空機の所属は明らかでございませぬけれども、平成二十年度で計百六十五件の騒音苦情が寄せられているところでございます。

防衛省といたしましても、これまでも、周辺住民の方々の生活に与える影響が最小限になるよう飛行時間等について配慮してきたところでございますけれども、今後とも、当省所属の航空機につきまして運用上可能な範囲で最大限の努力を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○笠井委員

今お答えがあったんですが、一九七九年、昭和五十四年の十一月に、陸上自衛隊の航空隊の使用基地として立川飛行場が設置されたことに伴って、一九八〇年の十月、当時の防衛施設庁東京防衛施設局と立川市との間で「協定書」が取り交わされて、一九八二年の二月に、東京防衛施設局は立川市に対して、「新立川飛行場の運用開始に伴う事前協議について」ということも、これは文書を出しております。

これらの協定書及び事前協議の中で、要点で結構ですが、どんな確認がされていますか。

◆井上政府参考人

お答えを申し上げます。今御指摘のように、まず昭和五十五年十月に、当時の防衛庁と立川市におきましては、東京防衛施設局長と立川市長の間で協定書を締結しています。その内容でございませぬけれども、幾つかございませぬが、立川市の行う周辺整備事業について予算の範囲内で助成に努める、航空機の運用で生じる騒音等につきましては、周辺地域の生活環境に与える影響が最小限になるよう配慮するなどが規定されているところでございます。

また、五十七年の二月に、立川飛行場の運用開始に当たりまして事前協議文書を締結しているところでございます。その内容でございませぬけれども、ポイントのみお答えさせていただきますけれども、飛行時間帯につきましては、通常の場合は午前八時から午後八時までといたしまして、特別の場合を除き、早朝、昼休み、休憩時間、夜間の飛行は極力避ける、離着陸回数につきましては、通常の場合においては一日平均おおむね五十回とするなどが規定されているところでございます。

○笠井委員

実際そういうことがありながら、地元からは、防衛省としてちゃんと騒音測定器を設置してほしい、規定の高度や飛行経路を遵守してほしい、それから、日曜、祭日、夜間飛行などを行わないということで協定書及び事前協議の事項を遵守してほしいという要望が出されております。関係自治体からも、毎年のように、基地司令にあてての要請文が出されたり、口頭でもそういう要請がされている。しかも、飛行場管制を実施している陸自の飛行時間帯は朝八時から夜十時でありますけれども、これ以外の時間帯の飛行というのは実態的には無限定となっているのが現実だというのが地元の問題です。協定書やあるいは事前協議の確認内容が実際には守られていないんじゃないか。

先ほど、立川飛行場というのは、陸自以外にも警察なり消防庁も使っているということも言われましたけれども、どこの機関や部隊の航空機やヘリであっても、周辺住民にとってみれば、立川飛行場から出ているあるいは入ってくるということで、同じ騒音環境被害に変わりはないわけでありまして。長年にわたる問題で、毎年六月に環境対策会議をやっているけれども、実際にそれが解消されていないということでありまして、この立川飛行場の環境問題をめぐって、やはりこうした要望に対してきちっと対応する必要があるんじゃないか。

つまり、陸上自衛隊だけでなく、利用するすべての機関、部隊にきちっとそういう形でこの協定書や事前協議の規定を準用、適用するとか、決めてきたことを遵守する、厳守する。あるいは、周辺地域の生活環境に与える影響が最小限になるように、さまざまな措置をとる。騒音測定器をちゃんと設置するとか、あるいは住民説明会を開いて、きちっと声も聞いて説明もするというので、万全の対策をとるべきじゃないかと思うんですが、どういう対策をとっていくんですか。この点について答えてください。

◆井上政府参考人

お答えを申し上げます。先ほど申し上げましたとおり、防衛省と立川市の間におきましては、協定書そして事前協議文書の締結をいたしているところでございます。それを踏まえまして、防衛省といたしましても、まずは、陸上自衛隊の内規におきまして、立川飛行場における自衛隊の運航訓練の時間帯等につきまして制限を設けておりまして、それを踏まえての対応といたしているところでございます。

ただ、現実には、緊急事態の場合、災害発生等の場合につきましては、当然、おのずから決められた時間帯以外の運航というのがあり得るといふふうに御理解を賜りたいというふうに考えております。

また、離着の回数とか飛行経路につきましても、事前協議文書の規定に従いまして運航を行っているわけですが、もとより、この飛行経路につきましては、その時々のお気象状況等によりまして幅があるというものでございまして、また、緊急時の対応等につきましては、当然、おのずから異なる運用があり得るといふことについては御理解を賜りたいというふうに思っております。

ただ、いずれにいたしましても、私どもといたしましては、協定書、事前協議文書を踏まえての対応とさせていただきますし、今委員お尋ねのように、警視庁、そして東京消防庁についても同様の対応を求めざるべきではないかということですが、私どもといたしましては、そういうような他の機関におきましても同じ規制の中で対応すべきだといふふうに考えております。

いずれ、関係機関につきまして、そして地方公共団体ともども環境対策会議を行いまして、それぞれの騒音の状況の情報共有、そしてそれぞれの機関の対応、市町村の要望等についての意見交換をこれまでも行わせていただいているところでございます。

○笠井委員

引き続き、誠実にその問題をやっていくということについては、やるということを一言ちょっと言ってください。

◆井上政府参考人

地域住民の方々の環境を十分踏まえて運航させていただきたいと考えております。

○笠井委員

終わります。